

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

ロシアは、去る2月24日にウクライナへ軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。また、大統領命令により、ロシア軍の核戦力部隊が高度な警戒態勢に入ったことが公表されており、核攻撃の威嚇もされている状況である。

武力によるロシアの攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反する行為であり、「非核平和宣言」を行った三木市議会として断じて容認できない。

よって、三木市議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表明するとともに、ロシア軍を完全かつ無条件で即刻に撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

兵庫県三木市議会